

行政書士法の一部を改正する法律案(衆第二一号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士の業務に関する規定及び欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定の整備等を行い、行政書士制度の基盤を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務に関する規定の整備

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続において当該官公署に対してする行為について、非独占業務として、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止に関する弁護士法第七十二条に抵触しない範囲で代理することを業とすることができることとする。

二、欠格事由、懲戒及び罰則に関する規定の整備

1 都道府県知事から行政書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者は、行政書士となる資格を有しないものとする等、欠格事由に関する所要の規定の整備を行う。

2 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令等に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告、二年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることができるものとする。

3 行政書士又は行政書士の使用人等の守秘義務違反に対する罰金の多額を百万円とするものとする事  
等、罰則に関する整備を行う。

三、この法律は、平成二十年七月一日から施行する。